



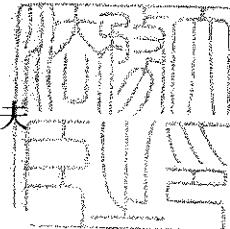
法務省秘企訓第402号

公安調査庁長官

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成20年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標を、次のように定める。

平成20年3月28日

法務大臣 鳩山邦夫



平成20年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標

## 1 基本目標

破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。

## 2 具体的内容

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく教団に対する調査を、全国的かつ組織的に展開しつつ、特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行うなど、教団に対する観察処分を厳正に実施する。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供要請に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- (2) 現在、北朝鮮問題や国際テロ等の我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する中、公安調査庁は、内閣情報会議及び合同情報会議、その他政府の重要案件に関する会議の構成員として情報貢献が求め

られている。

そこで、破壊活動防止法及び団体規制法に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報については、必要に応じて適時・適切に政府・関係機関に提供するほか、内外の公安情勢に関する情報の一部については、引き続き、ホームページに掲載して国民に情報提供する。また、より確度の高い情報を適時に提供するため、情報ニーズを適切に把握した上で、

- 情報収集及び分析・評価能力の向上
  - 情勢の変化に応じて特別調査体制を敷くなど、時々の優先すべき課題に沿った柔軟な対応
  - 外国関係機関等との連携強化
- 等を行う。

#### 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。